

令和5年 第4回 いなべ市議会 定例会
請願文書表

請願番号	受理年月日	提出者及び紹介議員	件名	付託先委員会
第8号	令和5年 11月9日	提出者 津市中河原 [REDACTED] 三商連婦人部協議会 会長 出口 幸子 紹介議員 衣笠 民子	所得税法第56条の廃止を 求める請願	総務経済 常任委員会
第9号	令和5年 11月15日	提出者 員弁郡東員町 笹尾東 [REDACTED] [REDACTED] 桑員地域労働組合総連合 議長 海野 鐘弘 四日市市西日野町 1551-1 三重県保育団体連絡会 会長 後藤 剛 紹介議員 西井 真理子 衣笠 民子	子どもたちのために「保育 士配置基準の引き上げ」と 「労働条件改善による保育 士の増員」を求める意見書 の提出を求める請願	都市教育民生 常任委員会

所得税法第 56 条の廃止を求める請願書

2023 年 11 月 9 日

いなべ市議会議長様

紹介議員

氏名

衣笠 氏子

請願者の住所 〒513-001 津市中河原 []

氏名

三商連婦人部協議会

会長 出口 幸子 [印]

1. 請願の趣旨

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を国に提出してください。

2. 請願の理由

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。

所得税法第 56 条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）として、家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めないことを規定しています。

白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者が年間 86 万円、家族が同 50 万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及びません。このため、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けています。後継者育成にも大きな妨げとなっています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第 57 条）と言いますが、税務署長に届け出て、認められなければなりません。働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにも関わらず、申告の仕方によって、納税者を差別しているのが実情です。

明治時代の家父長制的「世帯課税」を引き継ぐ 56 条は、日本のジェンダー差別の根幹に関わる問題でもあります。人権問題として、差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正当に認めるため、56 条は廃止するべきです。

いま、560 を超す自治体が「56 条の廃止を求める意見書」を国にあげています。三重県議会でも 2009 年 10 月に採択され、第 3 次三重県男女共同参画基本計画のなかでは「家族的経営の自営業において、誰もがその働きに応じて適正な評価を受け、経営等に参画できるよう支援するとともに、働きやすい環境づくりを推進します」と明記しています。

男女平等を求める国内外の女性運動との共同・連帯で、国連女性差別撤廃委員会が「所得税法の見直し」を日本政府に勧告し、日本弁護士連合会（日弁連）や税理士団体からも意見書が出されるなど、世論と運動が広がっています。

家族従業者の人権保障の基礎をつくるために、私たちの実態に目を向けて頂き、要求を汲んで下さいますよう、上記の項目を請願致します。

請 8



子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を
求める意見書の提出を求める請願書

令和5年11月14日

いなべ市議会議長 小川幹則様

請願者 員弁郡東員町笛尾東 [REDACTED]

桑員地域労働組合総連合(桑員労連)

議長 海野 鐘弘

請願者 四日市市西日野町 [REDACTED]

三重県保育団体連絡会(三保連)

会長 後藤 剛

紹介議員

西井 真理子

衣笠 民子

(請願要旨)

1. 国に対して、子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士増員」を求める意見書」を提出してください。

(請願理由)

保育所は、子育て家庭をささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠な社会資源です。ところが、保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。そのことは私たちが取り組んだ「北勢5市5町QRコードアンケート」でも明らかです。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で、「75年ぶりの配置基準改善」として、①「1歳児の子ども6人に対し保育士1人」の基準を、「5対1」に ②「4・5歳児の子ども30人にに対し保育士1人」の基準を、「25対1」に改善することが盛り込まれました。

ところが基準を改善しても保育士が確保できない、保育士の過酷な仕事で低賃金(全産業の平均賃金を5万円以上も下回っている)など賃金労働条件の改善は進んでいません。國の方針では、職員のさらなる処遇改善を「検討する」との表現にとどまっており、この面での施策の具体化が課題です。

先の三重県議会(3/17)では、「より良い保育」のために制度改善・支援を国にもとめることについての請願が、「全会一致で採択」されました。そして國へ「保育士配置基準及び処遇改善等を求める意見書」

請9



が提出されました。ところが政府は、配置基準改善の必要性を認めているものの、全ての保育所へ適用する『配置基準そのものの改善』ではなく、補助金の『加算』とする方向です。またその財源は年末までにと明確ではありません。すべての保育所へ適用されるまで声をあげたいと思います。そのために「県内の市会議員、町会議員の皆さまへのお願ひ」(別添)を発出しました。

つきましては、貴議会より、国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士増員を求める意見書」を提出していただけるよう請願いたします。

(参考資料)令和4年賃金構造基本統計調査
全職種の平均月給(所定内給与額)31万1,800円 保育士の平均月給は26万800円

意見書ひな型

子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と、 「賃金・労働条件改善による保育士増員」を求める意見書

保育所は、子育て家庭をささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠な社会資源になっています。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で、「75年ぶりの配置基準改善」として、(1)1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1にする、(2)4・5歳児の子ども30人に保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれました。この内容を踏まえ、国におかれでは、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望します。

記

1. 「こども未来戦略方針」に示した配置基準の改善を速やかに実施すること。

(配置基準の改善は、対象が限定される公定価格での「加算対応」ではなく、「基準の改定」で実施すること)

2. 保育士不足の状況から、各職場で増員が図れるように保育士等の賃金を引き上げなど労働条件の改善のために必要な措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日
いなべ市議会

内閣総理大臣／内閣府特命担当大臣（こども政策）／こども家庭庁長官
文部科学大臣／財務大臣
衆議院議長／参議院議長
宛（各通）